



横山家住宅

(平成25年度 修理)



高鳥家住宅

(平成26年度 修理)

【平成24年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 9件、修景 3件
 主屋 4件、離れ 1件、付属屋 1件、薬医門 1件、
 山門 1件、表塀 2件、山門袖 1件、下屋 1件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	4	薬医門	男山2	修理	9,325,050	5,000,000
2	72	山門	鹿島83	修理	6,318,900	5,000,000
3	-	山門袖	鹿島83	修景	2,963,100	500,000
4	101	主屋	白鳥59	修理	2,545,200	2,036,000
5	102	主屋	白鳥60	修理	1,782,900	1,425,000
6	220	主屋	飛鳥64	修理	7,207,200	5,765,000
7	42(工作物)	表塀	飛鳥64	修理	4,238,850	1,000,000
8	-	表塀	飛鳥64	修景	3,878,700	500,000
9	-	下屋	飛鳥64	修景	1,074,150	644,000
10	263	主屋	飛鳥89	修理	11,728,500	8,000,000
11	264	付属屋	飛鳥89	修理	3,084,900	2,000,000
12	265	離れ	飛鳥89	修理	2,921,100	2,000,000



72 (修理前)



72 (修理後)



263 (修理前)



263 (修理後)

8 資料

修理基準一覧

区 分		修理基準内容
建築物	位置・規模	建築当初の形式、その後の改造を明らかにして、伝統的形式を尊重しつつ、前述の家屋の外観を維持するための修理を行う。 また、伝統的形式にそぐわない改造・修理が加えられたものは、復原を基本とした修理を行う。
	構造・階数	同上
	屋根	同上
	庇	同上
	外壁	同上
	開口部	同上
	意匠・形態・材料・色彩・その他	同上
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。
工作物	門・塀	伝統的な規模・意匠等を保持し、修理して保存する。
	屋外広告物等	同上
環境物件	木材の伐採	原則として維持とし、歴史的風致を著しく損なう場合は伐採しないものとする。やむを得ず伐採するときは、代わる植栽を行うものとする。
	土石類の採取	原則として維持とし、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。

修景基準一覧

区 分		修景基準内容
建 築 物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置・構造	原則として伝統的な位置を踏襲し、主体構造は木造とする。
	階数・高さ	建造物の階数は2階以下で、原則として高さを現在のまま（軒高18尺以内）とし、周囲の町並みと調和させるものとする。ただし、3階建て以上の場合は、道路から見えない高さおよび位置とする。
	屋根	原則として平入りとする。 屋根は日本瓦葺きとし、色合いはいぶしとする。
	外壁	漆喰塗、土塗壁、板貼など和風の仕上げとする。
	庇	日本瓦葺き、または板葺き、もしくは銅板葺きとする。
	雨樋	伝統的景観に調和したものとする。
	軒裏・軒先	軒裏は垂木の表わしとする。化粧軒裏の場合は、鼻隠しを打たない。
	開口部	1階の開口部（戸口を除く）は、原則として木質構えとする。格子・出格子、むしこ窓がある場合は、これを踏襲する。
	色彩	伝統的建築様式に合致、または準ずるものとする。
工 作 物	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。
	塀	外壁・庇と同じように和風の仕上げとする。構造が木造以外の場合も、外観は木造のようなデザインにする。
	屋外広告物等	掲出数は必要最小限とし、規模・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。

許可基準一覧

区 分		許可基準内容
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置、規模	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	構造、階数	構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的様式と調和を図る。 階数は原則として2階以下とする。ただし、3階建ての場合は、道路から見えない位置とする。
	屋根	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	庇・軒	同上
	外壁	同上
	開口部	同上
	意匠、形態、材料、色彩、その他	同上
工作物	塀	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	屋外広告物等	同上
車庫・駐車場		駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。空き地が生じた場合は、歴史的風致を著しく損なわないよう、管理運用を図る。
木竹の伐採・植栽		伐採・植栽後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を著しく損なわないものとする。